

公共サービス改革小委員会
公物管理分科会
第3回議事録

官民競争入札等管理委員会事務局

公共サービス小委員会
第3回公物管理分科会
議事次第

日 時：平成19年6月12日（火） 15:20～17:40

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 各省ヒアリング

- ・ 経済産業省
- ・ 国土交通省

3 その他

<出席者>

（委員）

増田主査、逢見副主査、高崎専門委員、橋本専門委員、小澤専門委員

（経済産業省）

福岡産業施設課長、村越工業用水道計画官

（国土交通省）

青木下水道企画課長、姫野下水道管理指導室長、植松企画専門官

（事務局）

中藤室長、野島参事官

増田主査 定刻となりましたので、第 3 回公物管理分科会を始めさせていただきたいと
思います。今日は、前回の厚生労働省に続きまして、経済産業省と国土交通省のヒアリン
グを行いたいと思います。

まず、本日のヒアリングの趣旨をご説明します。当委員会は、官民競争入札あるいは民
間の競争をできるだけ積極的に取り入れて、官の減量化、国民負担の軽減、利便性向上に
資することを目的としているわけでありますが、今日ヒアリングいたします水道関係につ
きましては、地方においてこれらをより積極的に取り入れてもらうために、政府としてど
のような取り組みが必要かという観点から検討を進めているところであります。

今日は経済産業省の経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課福岡課長にお越し
をいただいておりますが、工業用水道関係業務につきましてご説明をお願いしたいと思
います。説明は 20 分程度でお願いをいたしまして、後は意見交換とさせていただきたいと思
いますので、よろしく願いいたします。

福岡課長 経済産業省産業施設課長福岡と申します。よろしく願いします。

お手元の資料で、まず工業用水道事業の概要についてご説明します。

工業用水道事業は、昭和 30 年代初めに、地下水の過剰くみ上げで地盤沈下が、都市部を
中心にかなり広範に見られたことから、それを防止するため、工業用水として水を供給す
るという観点で始まったものでございます。

わが国の場合、工業専用の水道がありますが、外国は、我々が調べている限り、少なく
とも先進国においてははないようでございます。

工業用水道事業をだれがやっているのかという主体の話ですが、長野県、山梨県、奈良
県を除く 44 都道府県において整備されており、基本的に自治体が行っておられます。246
の事業は、自治体の合併もございまして、1 つの自治体で複数の事業を行っているケースが
ありますので、150 の自治体が 246 の事業を運営しているということでございます。都道
府県が 41 事業者で、大半がやっておられる。あと、政令市、市町村、企業団ですね。

その他民間会社、独法とございますが、民間会社の場合も、埼玉県が設備をつくって、
工業団地に供給する工業用水ですが、それを工業団地の管理会社に無償譲渡して、工業団
地の管理会社が、県がつくった工業団地に工業用水を供給しているものです。独法は、福
岡県のある地域ですが、産炭地域振興対策ということで、工業団地と合わせて工業用水も
つくったというケースで、純民間会社はございません。そういう意味で、県営、市営、自
治体営という状況でございます。

受水企業の状況ですが、246 の事業ですが、給水先数は 6,200 で、平均すると 25 でござ
いますので、上水道と違うのはお客様の顔が見えるということで、お客さんの顔を見なが
ら仕事をしているということです。24 時間連続受水している、設備型のユーザー、鉄鋼と
か化学とか紙とか大口のユーザーですが、そういうところは 24 時間受水しているとい
うことで、ユーザーとの関係は非常に密接になっているのが特徴かと思えます。受水企業と工
業用水道事業者とは密接に協議を進めている状況でございます。

ページを捲っていただきまして、ここからが本題ですが、工業用水道事業に関する課題は大きく二つあります。 施設整備の状況と、 施設管理の状況です。

施設整備に関する問題は、一言で言えば老朽化の話でございます。工業用水施設の整備は、昭和 30 年代に始まりましたが、1960 年代以前もしくは 1960 年代のものが多くて、そろそろ 30 年、40 年たっている設備がかなりふえてきているということで、老朽化がどんどん進んでいる状況があります。事業者さんでもいろいろな改修事業を少しずつ進めておられるわけですが、水道事業の一つですから、地下の施設がかなり多くて、掘り返すにしても金もかかるし、道路をとめたりするのもなかなか難しく、検査技術もそんなに確立しているわけではないので、老朽化している施設を的確に把握することが難しいというのが問題でございます。

施設管理に関する問題は、職員数の減少でございます。自治体においては、企業局の中の水道部局で大勢の職員を抱えていますが、今後、職員がどんどん定年を迎えるということでございます。

下の資料は厚生労働省の説明で使用されたかと思いますが、水道事業における従業員数の推移と年齢構成です。自治体の場合、上水道と工業用水道事業はほとんど同じ部局、経理上は分かれています。人事体系としては一本、一つの業務のローテーションの中で、水道事業をやっていた人がときどき工業用水道事業もやるとか、もしくは下水と一緒に、人事のローテーションの中で、下水をやっている人がときどき工業用水もやるという感じで進められていることが大半でございます。そういう意味で、自治体の水道事業の従業員数が減ってきているということと、平成 14 年の数字で古いんですが、45 歳以上の職員が過半数だったということで、今後、経験豊富な、特に技術系の職員の退職が多数見込まれるという意味で、今後どうやって運営管理していくのか、そういうのが二つの問題だと思っています。

資料の 3 ページ目は、それぞれの問題についてどう対応するのかということ。施設老朽化の話は、基本的には金の話ですが、課題としては、維持管理のための情報収集・分析がなかなかできていないということで、老朽度に応じた適切な施設更新ができていない可能性があるのではないかということです。基本的には施設をそっくり建て直すわけにはいきませんから、適切な維持補修をして施設の延命化を図っていくということでございますが、そのために我々の方としても、工業用水協会という団体を通じてということが中心になりますが、維持補修とか運転管理の方法についての共同研修、情報交換会をやったり、下水道とか上水道もしくは上下水道関連分野の工法・技術を普及していくということで、今後ともそういうことは、資料にも抜本的強化が課題とありますが、進めてまいりたいと思っております。

もう一つが職員数の減、今後の退職に対する対応、という課題 2 ですが、こちらはコストの問題もありますが、いかに現在のメンテナンスを維持向上させていくかということです。近い将来、技術ノウハウを持つ職員が退職して技術レベルが低下するおそれがあると

ということですが、その対応の方向性としては民間事業者を活用していくということで考えています。直営管理の部分は残して、他の部分の運転管理を民間に委託していく方向を進めていこうということで、具体的には部分業務委託とか包括的委託、PFI、指定管理者制度、いろいろな制度があって、状況に応じていろいろなやり方があるかと思います。

工業用水の場合はユーザーと直結しているという話をしましたが、ユーザーが、大手の鉄鋼会社である場合ですと、大半の需要はその鉄鋼会社が引き受けているということもありますので、そういうところを中心に、ユーザーを巻き込んだ形で進めていくということもあると思います。ユーザーが中小企業が多いような工業用水道事業者の場合はそうもいえないでしょうから、状況に応じていろいろな対応を考えていくことが必要かと思っております。そういう意味で、資料には、今後、民間活用の一層の導入が課題と書いてございます。

資料の4ページです。民間事業の活用についてもっと進んでもいいのかなと思いますが、なかなか積極的に行われていないと我々としては思っています。

なぜそうなのかということについては資料に仮説として書いてあります。いろいろな要因があると思いますし、我々も個々の事業者の状況を全部把握しているわけでは必ずしもありませんので、いろいろなところをヒアリングした結果として、仮説に書いてあることが重要なポイントじゃないかと想定しているところでございます。

工業用水道事業は運転管理マニュアル、明文化された規定を持っていないということでございます。技術系の職員がそれぞれのノウハウとして蓄積して引き継いでいるということでしょうけれども、それを文章によって書いたマニュアルを持つべきじゃないかということですが。

運転管理マニュアルを持っていないとどういうことが起こるのかというのが資料の仮説2です。民間委託をしようとした場合に、運転管理の受託者が負うべき責任と、施設自体は工業用水道事業者が持っていますから、工業用水道事業者の施設所有者としての責任が区分できない。外部の運転者がどこまでやらなければいけないのか確定できないということです。そのためにどういうことになるかということ、今後発生する施設の事故対応が問題になります。施設は老朽化しているわけですが、地下にある施設ですから、どこまで老朽化しているのか必ずしもよくわからない。あちらこちらのパイプから水が漏れ始めるかもしれないということについて、どこまでの損害を受託者が負って、施設所有者がどこまで負うのかということがはっきりしないということなので、民間事業者は、運転管理を受託してもいいかなと思っても、事故はすべておまへの責任だと言われると、さすがにそれはできない。工業用水道事業者としても、民間事業者の実施状況も評価できない。マニュアルを持っていないですから、どこまでやっていけばちゃんとした管理をしているのかどうかを評価できないということでもあります。こういう状況のもとで、工業用水道事業者は、民間委託を進めることに逡巡されているのではないかと、我々としては考えております。

国は、その状況のもとで何をやるのかということですが、工業用水道事業者に対しては

適切な運転管理マニュアル、これは今後外部委託する場合には、外部受託者を評価するマニュアルということになるんでしょうけれども、それをつくったらどうですかということと呼びかけているということです。その一方で、我々としては一般的な運転管理マニュアルの検討を進めています。一般的と書きましたのは、それぞれの工業用水道事業者さんごとに、水質の状況とか施設の状況に応じていろいろな仕様があるかとは思いますが、基本的、一般的なものの原案を検討していくということです。部分的には運転管理マニュアルを導入しているところはあちらこちらにありますから、ある意味それらを組み合わせて全体像をつくって原案を検討し、それを工業用水道事業者に提案していくことを今進めているところでございます。

資料の 5 ページ目、地方分権推進の基本方針のもとでの国のスタンスということです。今、地方分権推進ということでいろいろな対策が進められております。我々もその方針のもとで、どういうスタンスで臨んでいくかということですが、基本的に工業用水道事業は地方自治体である工業用水道事業者がみずからの責任で運営していると理解してございます。ですから、我々の国の施策は、基本的に自治体への情報提供などのアドバイスという位置づけとっております。強圧的にあしろうしろと命令する立場にはないという意味でございます。

法制度の立場からも、工業用水道事業法ですが、国と、地方自治体である工業用水道事業者との関係は、事業開始とか工事をするとき国に届出をするということにとどまっております。自治体の自主的運営を最大限尊重する、それに対して我々も勉強しつつサポートしてまいりたいということで、今後とも進めてまいりたいと思っております。

ご説明を終わりたいと思います。

増田主査 ありがとうございます。ご質問、ご意見のある方、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。

小澤専門委員 ご説明ありがとうございました。今のご説明の中で、基本的には工業用水も上水と同じように独立採算で、利用料金で運営を賄っていくと理解しているんですが、現状で財政基盤がどういう状況に、経営状況はどういう状況にあるのかを教えてくださいたいのと、もう一つは、全体で 150 の自治体が主体で、246 の事業が運営されているということですが、上水と併設されているものも幾つかあるように見受けられますが、工業用水で独立しているものと、上水と一緒にしているものの割合はどんな感じなのか、二つ目として伺いたい。

福岡課長 まず 1 点目の経営状況ですが、我々も一つ一つの工業用水道事業者についてチェックする状況ではないんですが、総務省で、地方公営企業の経営状況について調べているリストから我々、評価しているところです。それによりますと、大半のところは自治体の一般会計からの繰り入れもあると思っておりますが、基本的には黒字の決算をしているところが大半だと理解しております。

二つ目のご質問で、上水と一緒にかどうかということですが、物理的な施設の面でいうと、

上水と工業用水はどこが違うのかというと、一番大きいのは浄水場で塩素消毒しているかどうかです。それで料金も違って来ますが、浄水場以降、物理的なパイプとか施設としては別になっている。取水施設なり取水地点からの導水施設については共用のものもあるかと思いますが、そういうのが施設の状況でございます。

経営主体として一緒かどうかということについては、工業用水だけをやっていて上水はやっていないとか、工業用水単体のところは基本的にないと思います。経営主体としては、上水もしくは下水道とどちらか、もしくは三つをやっていて、その中で、人的にもローテーションで回っている状況だと私は理解しております。

小澤専門委員 1点目で、一般会計から繰り入れをして補てんをしているところもあるとすると、自治体の財政に何らかの影響を与えているということで、各自治体あるいは事業者は将来、これをこのまま続けるかどうかということについては何らかの危機感を持っておられるのかなと推察しますが、そういう事業者、そういう自治体は何もアクションはとっていない、あるいは何も考えていないということによろしいんですか。

福岡課長 自治体がどう考えているのかというのはお答えしにくい質問でございますが、過去の経緯から申し上げますと、工業用水道を引くのは、多くの場合、工業団地を県がつくる、それと同時に導入したということがあります。

工業団地も同じですが、自治体さんとしては、多くの企業を誘致したいという観点で、工業団地もかなり大きめのものをつくったり、それに合わせて、工業用水道も、希望的観測を含めて、ある程度需要が多くなるだろうという前提のもとに設備をつくった経緯はございます。そういう意味で、工業用水道事業は確かに独立採算ですが、工業団地にお客さんが半分しか来なくて、水需要も当初の予定の半分ぐらいしかなかったということであれば独立採算では回りにくい。そういうところがあるのは事実だと思います。それでどうしていくのかというと、ある意味、企業誘致の努力をして、水を使うお客さんを探していくということなのか、難しいことは承知ですが、そういうことをやっていくしかないのかなと考えております。

小澤専門委員 必要ない資産であれば、極端なケースとしては、切り離していくのも一つの選択肢として考えられるのかなと思いますが、今のところは、そういう動きがある事業者はあまりないという理解でよろしいんですか。

村越計画官 工業用水道計画官の村越と申します。よろしく申し上げます。

ある程度需要がない自治体で判断すれば、それを飲み水の方に用途替えることで需要を削減していく、供給計画を削減していくことは多々ございます。

小澤専門委員 資産を工業用水から上水へつけかえることは実際にはやられているんですか。

村越計画官 はい。

小澤専門委員 ありがとうございます。

逢見副主査 2点ありますが、一つは施設の老朽化の問題です。民間委託する場合にも、

損害賠償をどうするかということが問題になってなかなか民間委託を選択できない。施設の老朽化の資料を見ますと、老朽度の把握が不十分なために施設更新ができていないというびっくりするようなところがあって、老朽度の把握そのものができていないとすれば、その下に書いてある具体的対応は、こういうので間に合うのかという感じがします。施設老朽度についてきちんと把握をする、あるいはそういうことを自治体に促す仕組みがないと、これだけでは課題解決にならないのではないかとということが1点です。もう1点は、運転マニュアルを作成することが、民間活用を促す解決策としてあげられていますが、それだけで有効なのかという疑問があることです。一番大きい責任分担である、事故があったときの責任分担がどうなるのかということについて経済産業省として考え方の整理をしていかないと、自治体はなかなか民間委託に踏み切れない。あるいは民間業者も受託できないというところではないか。

その2点について、経済産業省としてもう一步進んだ対応をする必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

福岡課長 私どもは、基本的に、工業用水道事業の場合は自治体である工業用水道事業者が経営主体でありますので、経営者は経営者としての責任を持った事業をやっていただきたいと思っています。自治体が民間委託して、仮にトラブルが起こった場合に、私どもがその責任をとれるわけではありませんので、最終的には自治体がみずから判断していただくしかないと思っております。ただ我々はそう言うだけじゃなくて、サポートをしたいと思っています。

というのが前提で、ご質問について言いますと、まず、施設老朽化に対して把握を促す仕組みをつくるべきではないかという点についてです。資料に「老朽度の把握が不十分」とありますが、これは地下に埋まっているパイプを中心に想定して書いたことです。浄水場みたいに地上にあるものについては把握はしやすいわけで、事業者としても、コンクリート等についてひび割れが入っていないかどうかチェックしているんです。工業用水の場合、主な事故は漏水ですね。地下の配水管、導水管について、継ぎ手が抜けたりということで、ときどき水が噴き出すという事件がありますが、それを把握するのはエンジニアリング的になかなか難しいことではないかと我々は理解しております。そういう技術が確立されているということであればいいんでしょうけれども、確立されていない以上、地下の配水管、導水管の状況をどこまで把握していくのか、ということは経験とノウハウによるところが大きいと思います。

そういう意味で、自治体がいままで事業を運営する中で培ってこられたノウハウを共有するような仕組みづくりを考えたいと思いますが、我々自身、パイプから水が漏れているかどうか、継ぎ手が壊れそうかどうかについて把握するノウハウを持っているのか、と言われると、それは我々にだってありません。自治体に呼びかけて、自治体が日々運営する中でノウハウを相互交換していくしかないと思っております。

2点目ですが、運転管理マニュアル、それで十分かといえ、いままで進んでこなかった

ものを進めるということなので、マニュアルを作成するだけでもなかなか難しいことだと思いますが、運転管理マニュアルがなければ民間委託もできないだろうという気がします。そういう意味で、第一歩としては重要なんだろうと思います。

もう一つ言えば、それで十分かどうかということについては、自治体さんでも、職員の減少もしくは経験のある職員がこれから退職されるという問題に直面しておられるわけなので、民間事業の活用が進展するタイミングにあるのではないかと考えています。十分かと言われると、十分ですとは言いませんが、事業環境を見て、民間業者活用を進める大きな要素になるのではないかと考えております。

逢見副主査 事故の場合の損害の責任分担についての、基本的には自治体ですが、考え方の整理をすべきじゃないかということについてはどうですか。運転マニュアルの中にそういうものが含まれるんですか。

福岡課長 運転管理マニュアルはどうなるのか、それは今後の議論の中でできていくものでしょうから、最終的な姿まで我々が想定しているわけではございませんが、極論すれば、運転管理しながら、施設の状況のチェック、補修まで全部受託者がやれというパターンもあり得るでしょうし、一方、運転管理は最低限任せられるけれども、最低限の手続、チェックだけやっていけば、後の責任は一切自治体を負いますというもので、いろいろなケースがあり得ると思います。その中で、どのラインで責任の線を引くのかは、施設の状況に応じて変わってくる話でしょうから、我々の方でどこかに明示的なラインを引くことはあまり現実的ではないと考えております。

橋本専門委員 昭和31年に閣議決定があって、水道事業の三省庁分割が行われて、経産省の工水と、厚労省がやっている上水道と、下水道が建設省という形のフレームができて、それ以来ずっとその形で今日まで来ているというのがこれまでの経緯だと思います。いずれにしても三省庁分割は50年以上前の話で、今日のご説明でも、各省の所管事業とはいつでも実際の事業者は自治体で、民間委託をやることはやっていて、その実際の制度的なくくりはないし、資産の転用も結構進んでいるということですので、民間開放といえますか、民間事業者が参入できるスキームを考えていくことを一つの契機に、いろいろな社会背景があって、三分割で法制度が別れてしまっていると言っても、実際のところは緩くなっている部分もあると思うんです。そこで、全体を抜本的に緩めるといいますか、法制度の三本立てが変わらないにしても、民間業者の参入を考えると、マーケットを育てないと業者さんも出て来ないので、いままでの三分割の枠を変えるような形で、今後のあり方についてご検討になるかどうか、そこら辺の大枠の話を伺いたい。これが一つです。

2番目は施設の更新についてです。逢見先生のご質問で、地下に埋まっている管の管理が難しいというお話があって、それはそのとおりだろうと思いますが、防災、地震の対策とか、そういう事業はなさっているだろうと思うんです。更新をするための事業を推進する仕組みはいろいろな意味で必要なはずだから、防災とか、古くなったものを更新する事業をお考えになっていると思いますが、その中で民間事業者のノウハウを入れていく枠組

みは何かないのかということについてお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

福岡課長 1点目の三省、上水道と工業用水道と下水道が分かれていることについてですが、上水とか下水道のことは十分把握していないので、工業用水について申し上げますと、工業用水の今後のあり方について難しいのが、需要が伸びないということです。工業用水道の需要は昭和50年代ぐらいからほとんどふえていません。むしろ減少傾向です。

その理由は、一つには、工業用水道の大口のユーザーは装置型の産業、鉄鋼、化学、紙パルプですが、これらの業界は今大きなプラントをつくっていく状況にはないということが挙げられます。もう一つが、それぞれの企業が排水量を減らすために、プラント内で水処理しながら水を再利用していくようになっており、そういう意味で水の回転率を上げることで、水の使用量全体が減っているということ。大きく分けてその二つの要因があると思いますが、その中で、工業用水道の需要はほとんど横ばいもしくは微減で推移している状況にあります。

そういう状況のもとで、新しい事業をどんどんやっていく環境にないということであれば、どう民間活用を進めていくのかとなると、やはりつらいところがあります。需要がどんどん伸びていく分野であれば、民間も今後入ってくる可能性があるんですけど、需要が伸びないところでは、これから勉強してノウハウを獲得しても、そんなに需要が伸びないとなると、どこまでやるのかなという難しい面があることはご理解いただきたいと思っております。

それが1点目に対しての答えで、二つ目は、地下に埋まっているものの評価が難しいのではないのかということに関してですが、確かにそのとおりで、それをどう進めていくのか、その中で民間をどう活用していくのかということについては、自治体の間には民間事業者を使っていきたいというニーズがあることは間違いなしだと思います。職員数も自治体で十分には抱え込めない上に、経験ある技術者もやめていくという状況にあるため、外部委託を進めなきゃいけないという認識をもっており、それをいかに使っていくのかを勉強しながら進めていくしかないんだと思っております。どこまでお答えになったかわかりませんが。

村越計画官 補足をさせていただきますと、私どもも民間の導入に後ろ向きということではなくて、私も今の部署に着任して、4月で約2年ですが、1年目と比べると、そこのところについては大分理解が進んできています。

先ほどお話がありましたように、地方自治体の一般会計からの繰入を導入すべきか否か、そういったような経済的な議論もあって、自治体の水事業、私どもの承知しているのは工業用水ですが、工業用水道事業の中においていろいろ議論が出てきています。業務の見直しの一環の中で、どういう業務を残すべきだろうかという議論を重ねていくうちに、民間に出せる部分、積極的に出す部分が色分けされてくるのではないかと考えています。

私どもはそういう事業体の合理化を手助けするために、優良なところで、こういうマニュアルで、こういう業務の点検をしていますということをオープンにしながら活性化を図

っていきたいと考えています。そういうことをすることによって、資料の 3 ページに記載していますが、我々の方につきましても一部業務委託とか、包括的民間委託についても始まっています。PFI については 2 件ですが、これも始まっています。まだ名前は出せないんですが、PFI を大規模にやろうという自治体もございまして民間の導入は進んでくるのではないかと思います。そういうところで議論したような内容を皆さんにお示しすることによって活性化を図っていききたいところであり、前向きに考えているところでございます。

橋本専門委員 ありがとうございます。自治体で民間開放とか市場化テストを考えるときに、工業用水みたいな事業は、昔に、いろいろな法律の仕組みその他で設備をつくったり起債したりしている、それを動かしているということですね。だけど、設備が古くなってきていて、更新をしたり維持管理をしなきゃいけない時期に来ているわけだけれども、自治体から見ると、当面放っておいたほうがいいということが実情なわけです。何かやろうということになると、いままでかけてない金を使わなきゃいけない可能性が出てくるタイプの事業だろうと思います。

管が埋まっていますとわかりません、とりあえず今は何でもないので放っておく、放っておけばコストはかからないわけですね。放っておいたら、将来的に事故が起きたり、せっかく社会資本として整備したのに、将来にわたって失われてしまうことになる。それはそれでよくないことだから、本当はコストをかけて維持管理をしたり、新しいニーズを発見したりしなきゃいけないんですよということをアピールして、それをやるんだったら民間活用してやらないと、自治体はむだにお金を使うような状況に全くないわけですから、第一段階として、新規のことも少しやらなければいけないですよ、維持管理とか更新とか防災対策とか、そういうことをやらなきゃいけないということを喚起して、自治体ができるかどうかは自治体の問題ですが、それをやるためには、よりコストが安いスキームとして民間活用がある。二段階ぐらいのものが無いといけないんじゃないかということでご質問したんですが。

村越計画官 そこは私どもと認識が逆だと思います。地方自治体は、どちらかといいますと地域の振興、工業用水の場合は地下水問題が初めにありますが、ある程度政策的に工業用水を引いています。

需要について言えば、新規の需要を連れてくるために工業用水を引いている、地下水問題であれば、地下水から工業用水道に切り替えると、いままでの安いコストから、少しでも高いコストになる。ただし、それは地下水をくみ上げることによる地盤沈下の対応のためだということで、企業にある種無理を言って工業用水に切りかえてもらっているという背景がございまして、そういう意味からすると、工業用水道事業者においては、企業に対しては非常に敏感になっています。

先ほど課長からもご説明させていただきましたように、顔が見えていて、この人たちが水が途絶えたときにはどういう状況になるのかということ非常に心配しているところが

基本にありまして、そのためにかえって過剰なぐらいの投資をする傾向にはあります。

ですから、ご質問にあった、どちらかといえばやらなければいいものは先延ばししましょうということ、2年の経験の中では、そういうような経験はございません。どちらかというと早く早く、前に倒して修繕工事をしていきましょうという傾向が強いと認識してございます。

高崎専門委員 資料3ページの右の対応の方向性のところに、注として、「直営管理を行わなければ」とありますが、直営管理の必要がある、最小限度これだけは離しちゃいけないよということをお考えじゃないかと思います。これは一応できているんでしょうか。

民間と官とのリスクのシェアをする場合、ここは基本の分岐点になると思っているんですね。あとはケースごとに、リスクのシェアとか事業のスキームとかいろいろ変わると思っていますので、今の段階でキチッと決めるのは非常に難しいんじゃないかと思います。

民間からすると、リスクをどこまで負担するのが明確になっていないと進出しにくいというのがあります。何らかの形でリスクの明確化を支援してあげなくちゃいけないだろうと思います。それが一つです。

リスクがはっきりしたとしても、それだけじゃ民間は入ってこないだろう。事業としての魅力というかモチベーションがある程度ないと入ってこない。モチベーションは、目標の魅力とか達成の可能性とかで決まってくると思いますが、目標の魅力は何か、言ってみれば性能だと思います。

課長さんがおっしゃったように、努力して売れば売れるほどもうかるというものであれば非常にわかりやすいんですが、今、需要が減ってきている、企業も利水とか節水で、それが美德とされている時代ですから、水供給事業による参入障壁、企業にとってみれば量的なもので利益を上げるとか発展させるのは難しいので、それにかわる目標の魅力、収益に寄与する指標、うまい方法が何かありませんか。お考えのことがありましたら教えてください。

福岡課長 1点目のリスク分担に関連して、直営管理部門を残すというところの直営管理部門は何を想定しているのかということだと思います。施設の運営管理のノウハウを自分でもある程度もっておかないと、事業者が外部委託を使うとしても委託先を評価できないということになるので、ここで私どもが想定をしておりましたのは上から下まで、取水場から導水管、浄水施設、配水施設までを、どこかの部分だけは一気通貫で見ておく必要があるのではないかとことです。一事業者において、水系が変われば二つも三つも取水から配水までやっているところはかなりありますから、一つだけ自分でやって、あとは外部委託することはあり得るのではないかと考えています。

いずれにせよ、リスク分担の観点もあって、自らがある程度ノウハウを持っておかないと受託業者をうまく使えないのではないかなという問題意識で資料に書いたところでございます。

二つ目のご質問の、事業としての魅力はなかなかお答えしにくいところです。工業用水

の場合、品質は、濁度とかありますが、そんなに難しい基準ではありません。工業用水の場合、上水と違って、細菌が入ってはだめとか、いろいろな微生物問題はあまりありませんので、基本的には品質の問題はそんなに大きな問題にならないんです。水質より量が中心になってきて、事故を起こさず安定的に給水することが大前提になっています。事業者はどのように対応しているのかというと、できる限り代替水源を確保するように、一つの水系で事故が起こったらほかから引っ張ってこれるようにしていると思います。工業用水の場合は配管をループにしているところはほとんどないんですが、バックアップをどこまで持てるかということでの施設の整備を図っているところだと思います。

安定供給体制の問題、まさにインフラ投資をどこまでするかという話でありまして、民間事業者がそのところをうまくバックアップできるところは必ずしも多くはないのかと思っております。

ご存じのとおり、ヨーロッパ、特にフランスでは民間事業者が水道事業をやっているところが多いと思いますが、過去からの歴史で、民間事業者が施設を持って運営もしている状況ですが、日本の場合は、これまでの経緯で公が施設を持っている。それをどう民間事業者を使いながらやっていくのか、あまり世界にも例のない難しい課題なのかと思っております。民間活用を進めたくないと言っているわけではなくて、進める方向で我々も努力したいと思っております。

増田主査 法律をそちらの方で所管しておられて、民間事業者についてのお話でも、これからさらに活用に取り組んでいきたいということですが、確かに事業主体は公共団体ということなので、民間の活用をより図っていくためには、具体的な民間活用の成功事例などをもっとPRする必要があると思うんです。また、リスクをどういうふうに分担するかということは民間が一番逡巡するところ、どこまで責任を負わされるのかということですね。これは、包括委託を受託する際に一番逡巡するところじゃないかと思えます。民間を導入することがどれだけ自治体にとってメリットがあるのかとか、具体的にどういう形にすれば導入しやすいのかというのは、いままで施設を整備されてきた中で、職員の大量退職とか設備の老朽化の話が現実に目の前に迫ってきているわけですから、一步踏み込んで具体的な手引き書を出す、ガイドラインを出す、マニュアルを出すということができるだけ早い段階でやっていく必要があるんじゃないかと思えます。そういった具体的なアクションを、こういう形で次にやっていきたいとか、そういうことをお考えになっているところがございますか。

福岡課長 資料の4ページ目の下に書いているところ、特に 運転管理マニュアルとありますが、ほとんどの工業用水道事業者は運転管理マニュアルをつくっていないんですが、何件かはやっているところがありますので、浄水場の管理についてはこういうマニュアルがありますとか、配水管のチェックについてはこういうマニュアルを持っているところがありますということ、一つの事例をつくって自治体に提供して検討してもらおうということは考えておりまして、まさに今やっているところです。

増田主査 包括的な一気通貫の委託などをしないと、民間事業者もメリットを見いだしがたいと思いますが、そのときに事業者とどういう責任を分担し合うかが初めに明らかになっていないと、民間事業者のほうでも腰を上げづらいところがあると思います。マニュアルの中で、そういうところをマニュアルという形で書き込むのか、あるいは別の形で経済産業省さんがいろいろ考え方を示されるのかわかりませんが、そういうことをより明確に、一つの考え方を示す必要があるんじゃないかと思いますが、そのあたりのところはどうか。

福岡課長 どこで責任を持って線を引くのか、難しい課題でありまして、PFIなどをやろうとしているところでも、その点で苦しんでおられるところがあると承知しております。

個別の施設の状況なりを見て、試行錯誤でやっていくしかないところなのかと思っておりまして、あらかじめ我々の方で一つの基準をつくっておくことまでは考えておりません。一つの基準をつくって、それでうまくいかなかったときに、我々ははっきり言って責任を負いきれないということだと思えます。

マニュアルをつくるのは、その基準を考えるときの一つの手法だと思っております、いままで自治体がやっていた工業用水道事業の運転管理と同じことをやっていけば、民間事業者はそれ以上のことまでは求められないという考え方も一つの考え方だと思いますので、自治体が今どこまでの運転管理をやっているのか、それをはっきりさせることが一つのきっかけになり得るんだろうと思ってマニュアルづくりを進めているところです。

村越計画官 私は課長から比べると現場に近いところを見ておりますので、既に我々としましては包括的な委託をやっている事業者の例を、工業用水の関係者が集まる場の中で発表してもらい取り組みをしてございます。そういう場を設けることによって、公にする中では書けない苦労とか、自分たちが委員会を組織してどういうふうに進めてきたかというような、一番底辺の取り組みもざっくばらんに話をしてもらっています。具体的な事例を積み上げていながら、この事業体のこのリスクの部分についてはこういうファクターから判断したんだということを積み重ねることの方が非常に価値があるのではないかと考えています。他力本願的に聞こえるかもしれませんが、我々は、具体的にこれからどんどん出てくるであろう事例を積極的に紹介をしながら、年に何回か関係者が集まる検討の場を持っていますので、そういう中で事例を紹介していきたいと考えていますし、現にそういう取り組みは始めてございます。

増田主査 研修の場というか、事業者の実務を担当している方を。そちらの方で集めていろいろやっているんですか。

村越計画官 工業用水道協会です。そこで私どもがアドバイスをしている中で、民間委託の事例とか、そういうものを取り上げて発表したらどうかということで昨年度実施しておりますし、これからも定期的に行っていきたいと考えてございます。

福岡課長 全国ベースでの検討会もやりますし、ブロックごとに集まってやる勉強会もやっております。

村越計画官 経済産業省自身が年に 1 回、経済産業局という、私どもの支部のところでも工業用水道事業の関係者と打ち合わせをする会がございますので、そういう場の中でも披露をしていく作業については既に実施をしているところでございます。

増田主査 やや一般論になるんですが、いままで職員の人たちがいて、下水道とか上水とローテーションしながら、しかし、専門的なノウハウを持っている人たちがいた。それが今、退職をされんとしつつあり、一方で自治体はご承知のとおり状況ですから、今、人件費をふやすことはやりづらいので、人の採用も控えています。

現実に工業振興は、それぞれの自治体にとっても非常に大きな問題ですし、産業構造は大分変わってきているけど、工業用水についての需要は非常に重要なものがありますから、いかにそこに適切に水を供給していくかということを考えていくと、できるだけ民間を融通しつつ、そういうことを促していくとなると、現実には大きくそこに舵を切るときに、いままで先行事例が積み上がっていない自治体の人たちのノウハウを集めるとしても、私の経験からいって、劇的な変化がなかなか起こりづらくて、一方で人が足りなくなってくるとかいう状況が出てくるんですよ。

どこかで、優良な事例とか、PFI 二事業とか、包括的民間委託も数件出てきたという話があったんですが、どこかで大きく方向を変えるときは、いろいろな自治体のノウハウを幅広く集めながら、そちらが音頭をとって広めていくのは有効な手段ではないかと思います。

責任の主体は、事業者が責任を民間と分かち合うことでしょうから、それを示すことが有効だと思います。

職員数は減っていく中、管は目に見えないだけに、維持更新がともすれば遅れがちになりかねない。ある時期一挙にそれが表面化するという性格を持ちがちなので、そこをスムーズに乗り切っていくための策は、工業用水道を所管するところとしてお持ちになっておくべきではないかという気がします。それをどうするかはこれからの議論かもしれませんが。

高崎専門委員 地下の水路は開水路かトンネルかどちらかですよ。地下の調査は非常に難しいというお話がありましたが、確かに難しいと思いますが、下水とか上水に比べると比較的可能性が高い。直径や幅あるいは高さが 1 メーター、2 メーターとか、高さが 2 メーターとか結構大きいと思うんです。ある程度の規模がある。そうすると人が入れる、人が入れれば検査器具も使える、補修もできるということで、ほかに比べれば可能性が高いだろうと思います。

正月休みとかに水をためて検査をしているみたいですね。本格的に修理するかどうかはお金の問題もあるので、時間もかかるのでいろいろ問題があるんでしょうけれども、技術的には可能であると認識しているんです。

村越計画官 工業用水は、私ども実務を担っている中でネックになっているのは、上水道のように管網になっていないことです。ある特定の企業のところにはメインの管が 1 本しか行っていないという状況があって、大企業であればあるほど 24 時間水がとめられない

状況もありまして、昭和 30 年代に、安定性よりも早く引く、広く引くということで、単線で管ができていますものですから、確かに径は大きくて、1 メーター以上あるものも一般的ですが、そこをとめて管の検査を内側からするのも現実的ではなくて、今のところは、ある程度経験を頼りに管を維持しているのが現状のようでございます。

増田主査 工業用水道は施設整備と維持管理の補助金の関係はどうなっているんですか。

福岡課長 工業用水道事業費補助金という補助金があります。今では、施設の新設はほとんどありませんので、ほとんどは改修工事に使われています。工業用水道事業費補助金は年間 30 億円ですので、上水道は 1,000 億程度の予算があるかと思いますが、けたが二つ三つ違う状況です。

増田主査 維持管理は改修の関係ですか。

福岡課長 改修の工事の部分については補助金でやっています。

増田主査 そこだけ国費ということですね。

福岡課長 そうですね。

野島参事官 先ほど、工業用水についてはほとんどの事業が黒字という形で課長さんがおっしゃられたと思いますが、経済産業省の平成 16 年 10 月 26 日の第 1 回工業用水道研究会における配布資料で「工業用水道事業について」というのがあるんですが、その 7 ページで、約 143 事業のうち 29 事業が赤字ということになっており、20%以上が、経常収支で赤字になっていると思います。多分 20%以上は、ダム建設費を除いても赤字になっているんじゃないか。事実関係を確認させていただきたいと思います。課長さんの説明に比べて、うちの方で調べた資料の方が赤字が多いということになっているんです。

福岡課長 私も基本的に地方公営企業年鑑の数字のことを言っていますので、この数字を想定して話をしています。

野島参事官 事実関係でいくと、経常収支でも約 20%が赤字、143 事業のうち 29 事業が赤字ということになり、先ほどおっしゃられたことと違って来るのではないのでしょうか。全部黒字とおっしゃられたわけではないんですが、ほとんどが黒字というお話しは違うのではないのでしょうか、ということが第 1 点、事実関係の確認でございます。

また、同じく経済産業省さんの第 1 回工業用水道事業研究会で平成 16 年 10 月 26 日に配布された資料である「工業用水道事業に関する現状認識と論点」という資料の 6 ページには、「民間の創意工夫を最大限に発揮できる浄水場部分における、アフエルマージュ的委託スキームは当面導入可能なケースと考えられるけれども、さらなる民間参入を促進する上では、現在の工業用水法における許可・参入規制、料金設定の各種統合、工業用水等の民間参入の機会があるということを書かれているんですが、これに対する現状の動きとか、法令についてどう考えているかということについて、平成 16 年の報告書の段階で、包括的な委託をする上で工業用水に参入規制があるので民間の参入機会を狭めている」という表現があるので、それについてどう現状認識されているのかを教えていただければと思います。

す。

福岡課長 工業用水道事業者の決算については、先程説明したとおり、一般会計の繰り入れを行っているところがあるものの、大半は黒字という理解です。次に、工業用水道事業研究会で平成 16 年に議論をしていた紙ですが、これは案で、取りまとまっていないと思います。セットされた紙ではないと思います。議論の過程で出てきた紙だと思います。そういう意味で、私どもは工業用水道事業法における参入規制が何かの問題になっているとは理解しておりません。

地方自治体が工業用水道事業をするときには届出だけですが、純民間の企業が工業用水道事業をやるためにはいろいろな許可が要ります。民間事業者が一から工業用水道事業をやりたい気持ちが本当にあるのかということ、それはないんじゃないかと思っています。

需要が基本的に減少する傾向にある産業ですので、かつ、余剰能力を抱えている事業者が多い中で、本当に民間事業者が入って来ようとする事例があるのかということ、私の勉強不足かもしれませんが、私は聞いたことがございません。

論理的可能性としては、民間事業者が工業用水道事業をやるためには許可制がありますがそれによる制約はあくまでも論理的可能性の話だと思います。

ほかに制度を変えたことがあるのかということであれば、PFI 事業について、工業用水道事業費の補助金を使いにくいという話がありましたので、そのところは使えるように昨年度変えたところです。そういう意味で、いろんな制度があって、問題があれば直すことにやぶさかではありませんが、かなりやってきているのかなという気はしております。

増田主査 ほかに何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。予定の時間となりましたので、経済産業省からのヒアリングはこれで終了したいと思います。今日のヒアリングでご質問できなかった点がございましたら、事務局の方にご連絡くださるようお願いしたいと思います。

福岡課長さん、皆さん方ご苦労さまでした。ありがとうございます。

(経済産業省退室)

(暫時休憩)

増田主査 分科会を再開いたします。続きまして、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課青木課長にお越しをいただいております。きょうはどうもご苦労さまでございます。下水道関係業務についてのご説明をお願いをいたしまして、その後意見交換といたしたいと思います。説明の方はマックス 25 分程度となっておりますので、その範囲の中でお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

青木課長 ご紹介いただきました国土交通省下水道企画課長の青木でございます。よろしく申し上げます。お手元の A4 横長の資料に基づきましてご説明をしたいと思います。

1 ページをお開きいただきたいと思います。下水道の概要ということで、下水道の仕組みでございますが、下水道の機能は大きく分けまして二つございまして、雨水の排除と汚水の処理でございます。下水道施設はおおむね管きょ、ポンプ場及び処理場で構成されてお

ります。

汚水のフローをオレンジで示してございますが、各家庭や工場に設けられた排水設備から汚水まずに汚水が流れ込みまして、管きょを通じまして処理場へ流入し処理、浄化された後、河川等の公共用水域へ放流されます。雨水につきましては現在、分流式が多うございますので、各家庭の雨どいや道路側溝から管きょへ流れ込みまして、必要に応じて貯留された後、河川等の公共用水域へ放流されます。

これは現在主流になっております分流式という方式の下水道を示したものでございますが、昭和 40 年代ごろまでに下水道の整備に着手した大都市等におきましては、雨水と汚水を同一系統の管きょで集める合流式という方式で整備されておりまして、現在でも使われているところでございます。

2 ページは下水道の役割の変遷を書いておりますが、時代とともに下水道の役割は多様化してまいったところでございます。最初に下水道が整備された契機といたしましては、コレラなどの疫病に対する公衆衛生のために下水道が整備されたということがございまして、例えば 19 世紀中ごろのロンドンやパリではコレラが流行いたしました。これに対処するために下水道の整備が行われたとか、明治初期、日本でもコレラが流行しましたが、これに対処するために横浜や東京で下水道整備がなされたとか、まずは疫病に対処するために下水道が整備されたという経緯がございます。

続きまして、都市の浸水対策につきまして下水道が使われたわけございまして、若干時代は前後いたしますが、映画の「レ・ミゼラブル」でジャン・バルジャンが、パリの下水道に入るシーンがございますが、これは雨水管でございまして、雨水を速やかにセヌ河に排除するための管きょでございましたが、浸水被害の発生に対応して下水道が整備されたということがございます。

明治 33 年に旧下水道法が制定されまして、その後、生活環境への関心の高まりとともに、便所の水洗化ということがございまして、下水道が水洗化にも使われるようになったわけでございます。昭和 33 年に新下水道法が制定されましたが、そのときは公衆衛生と浸水問題、便所の水洗化の 3 本柱で下水道が整備されていったわけでございます。

昭和 30 年代以降、河川や海等の水質の悪化が起こりまして、これを何とかしなければいけないということで、昭和 45 年の公害国会におきまして下水道法も改正されまして、公共用水域の水質保全のために下水道を活用しようということで、これも含めて、下水道の目的が拡大されたわけでございます。その後、下水道資源を有効利用しようとか、水循環、水環境の創出、最近増大しております都市浸水対策に使っていかうとか、いろいろなニーズの高まりがございますが、これは現在、下水道法の目的とはなっておりませんで、これからの課題と考えているところでございます。

3 ページ目は下水道の普及状況でございますが、下水道事業に取り組む都市の数は全国で 1,500 弱でございます。規模で見ますと、大都市から中小都市までさまざまでございます。下水処理人口普及率を見ますと約 7 割ということでございますが、整備水準は都市規模によ

って格差が大きく、下水道の未整備人口は大都市にも中小都市にも分布しているところがございます。浄化槽等の下水道類似の汚水処理施設を含めた汚水処理人口普及率は 80%でございます。

4 ページ目は下水道管理者の役割につきまして整理したものでございます。四つのくくりがございますが、処理場の問題、管路の問題、事業者・住民に対する指導等、経営等という四つの責務がございます。

処理場の管理といたしまして、放流水を適切に管理していく役割、処理場を維持管理していく役割、発生いたします汚泥等を処理していく役割がございます。管路につきましては、適切に下水を支障なく流下させる役割がございます。公共下水道につきましては、事業者、住民に対する指導等の業務がございまして、排水設備を適切に設置、管理されているか検査するとか、悪質下水などを出します事業場に対しまして、除害施設を設置させるなどするような規制・指導等の役割がございます。排水区域内の下水道につきましては接続義務がかかっておりまして、土地所有者等に対しまして接続、水洗化等を徹底させる責務もでございます。

4 番目は下水道の経営ということで、下水道の使用料あるいは受益者負担金あるいは税金等によりまして、適切に下水道管理に要する費用を賄う責務もでございます。台帳を整理する責務もでございます。以上のようなさまざまな責務があるわけでございます。

5 ページ、下水道施設の維持管理につきまして、どういうことをやっているのかをご説明したいと存じます。

まずは処理場等の維持管理でございますが、処理場の水質処理のフローでございます。左側から汚水が参りまして、ポンプ場から処理場に入ってまいります。最初沈殿池で粗々なものを沈殿させて、処理水質を一定のものに保ちまして反応タンクに入ります。活性汚泥によりまして、微生物を使った水処理を行いましてきれいにする。最終沈殿池に参りまして、最後に塩素消毒をいたしまして放流するというところでございます。処理場全体で、全国で 141 億トンの水が入って参りまして、これを処理しているわけでございます。処理場に入ってから出てくるまで半日ぐらいかかるフローになってございます。

6 ページをおめぐりいただきたいと思えます。5 ページでご説明いたしましたのが、現在、主流でございます分流式の処理のフローでございますが、それ以外の方式としては合流式下水道がございます。早くから取り組んだ大都市等では一本の管きょ整備で汚水と雨水の対策をしております。下水道実施都市の約 1 割、人口でいいますと約 3 割が合流式下水道になっております。東京におきましては約 8 割が合流式を採用しているところでございます。

合流式下水道につきましては、雨天時に雨水が流入してまいりますので、流入雨水量に合わせた高度な運転管理、例えばオーバーフローをさせないとか、処理場において流量、水質が大きく変化いたしますので、こういったものに合わせました高度な運転管理が必要となってまいります。

次に雨水ポンプ場、雨水調整池の運転がございます。雨水が降りますと、最終的には河川等の公共用水域に放流するということでございますが、上流で放流いたしますと下流の水位が上がるわけでございますので、河川管理者との調整等によりまして、放流先の水位を考慮いたしましてポンプを調整運転するという大変な業務がございます。

雨水調整池はこれの調整でございますので、下流の河川の流下能力に見合うように降雨を予測しまして、雨水の流出量を調整いたします。間違えますと下流に迷惑をかけるので、面倒な作業となっております。

7 ページは管路の維持管理でございます。調査、清掃、修繕でございますが、左側が調査でございます。目視による調査もございますが、狭いところでは目視できませんので、テレビカメラなどの調査の例もございます。30センチぐらいの管路にも入るような例もございます。

清掃でございますが、都心の合流管の例の写真がありますが、中に入りまして、たまった汚泥等の堆積物を吸引したり高圧洗浄することをやっているわけでございます。

修繕の例でございますが、管路にクラックなどが入りますが、道路を掘り返さないで修繕するような技術も開発されているところでございます。パッカーというものを中に入れて、上からエアで送りますと、膨らんで、くっついて、樹脂等が圧着する技術もございまして、こういった修繕の例もあるところでございます。

8 ページ目は下水道ストックの問題でございます。これまでの投資総額が 80 兆円以上、管路延長が 38 万キロ、処理場数が 2,000 カ所と非常に膨大なものになっております。適切な管理が必要なわけでありまして、不適正だと、日常生活や社会活動に重大な影響が発生するところでございます。

管路の年度別整備延長でございますが、表に 50 年と 30 年という刻みがございます。50 年が標準的な耐用年数でございます。30 年を過ぎると陥没事故が急増するというので、これが管理の目安になってくるわけでございますが、標準的な耐用年数を過ぎたものが 6,000 キロ、30 年を経過したものが 5 万キロございますが、今後、老朽管路が急増してくるということになってまいります。処理場でございますが、今後老朽化したものがふえてくるということでございます。

9 ページ、老朽化に伴う不都合の事例でございますが、道路陥没等が年々増加しております。平成 17 年度、全国の約 6,600 カ所で道路陥没が発生しているところでございます。

6,600 カ所の道路陥没を対象といたしまして、何年ぐらいたったのかを調べたものがございますが、30 年を経過いたしますと陥没箇所が急増するというので、この辺が管理の目安になってくるのかなと思っているところでございます。

右側の下の写真は、管路施設に起因した陥没事故の例でございます。平成 11 年の銀座、15 年の墨田区ということで、道路陥没によりまして車のはまってしまった事例もございません。管路施設の管理を計画的に実施している地方公共団体ですが、何らかの形で計画があるところも 3 割程度でございます。十分に管理されているとはいえない状況にござい

ます。

維持管理の現状ということで、民間委託の状況についてご説明いたしたいと存じます。下水道におきます民間委託でございますが、最終的な責任は地方公共団体が負っておりますが、効率的な維持管理の実現のために、民間ができることについては民間にお願いするというので、現在、維持管理業務、種類によってさまざまでございますが、約 9 割については既に民間委託を何らかの形で行っている状況でございます。

11 ページは処理場におきます包括的民間委託の取り組みでございます。従来の民間委託は、こういうことをしろというような仕様発注方式によっていたわけでございますが、民間事業者の創意工夫を活かした効率的な維持管理の実現を図るために、アウトプットであります性能発注方式によります包括的な民間委託の活用を推進しているところでございます。平成 13 年ごろからいろいろやっております、ガイドラインを出したりマニュアルを出したり、あるいは地方公共団体に国土交通省から、推進についての通知を出したりしているところでございます。

その中で、性能発注レベルと性能発注の導入によるコスト縮減のイメージということで、レベル 1、レベル 2、レベル 3 とございますが、レベル 1 が運転管理の性能発注、レベル 2 がユーティリティ、消耗品の管理を合わせた性能発注、レベル 3 としまして、軽微な補修も合わせて発注するというので、段階的なイメージで地方公共団体にも指導をしているところでございます。

実績でございますが、18 年 7 月段階の調査で、50 団体 58 件の包括的民間委託が行われているところでございます。それぞれのレベルごとは右側に書いてあるとおりでございます。

12 ページ、管路における維持管理ですが、問題が起こったら対応するという事後対応型の維持管理が中心でございます。今後はこれではいけないということで、下水道ストックが増大するとか、施設の老朽化が進む中で、予防保全型の計画的な維持管理への転換を図っていくことが必要ではないかと考えております。特に社会的影響の多い重要路線下、例えば鉄道の下にあるとか、緊急輸送路の下といった管路につきましては、緊急点検及びそれを踏まえた対策の実施を地方公共団体をお願いしているところでございます。その対応状況の図でございます。

13 ページの今後の取り組みのところで、ストックマネジメントの導入検討をしているところでございます。増大する下水道ストックを適正に管理するために、新規整備、維持管理、延命化、改築更新を体系的に捉えまして、必要となる費用の最小化あるいは平準化を図るためのストックマネジメントの導入を促進しているところでございます。

下水道システム全体を捉えますと、機械、電気設備の割合が多い処理場、ポンプ場と、地中構造物で劣化状況の把握が難しい管路から構成される下水道施設の特性を考慮いたしまして、現在、体系化について検討しているところでございます。イメージといたしまして東京の例がございまして、山がございまして、これを平らにして、管きょ改築更新を

平準化していくようなイメージで考えているところでございます。

14 ページ、今後の取り組みということで、さらに包括的民間委託の推進を図っていきたいと考えております。基本的な考え方でございますが、下水道サービスの持続的、安定的な提供をするためには、民間のノウハウを生かす包括的民間委託の推進によりまして、適切かつ効率的な維持管理を推進することが重要であると考えております。

下水道管理の最終的な責任は地方公共団体にありますので、民間に委託する業務に関しても、実施状況の適切な監視・評価を行っていくことが必要不可欠でございます。適正な維持管理業務の実施の確保のためには、下水道管理者によります民間企業を適正に選定していくこと、契約段階におきます責任分担の明確化、民間事業者に対する監視・監督あるいは事業評価が重要でございまして、下水道管理者におきますノウハウの確立や技術力の確保が課題であると考えております。

こういった中で現在、包括的民間委託導入マニュアル改訂のための検討に着手したところでございます。さらに受託業者の選定評価に資するために、業務指標の活用も一つの方策と考えておりまして、ことし 4 月に下水道協会におきまして、下水道維持管理サービス向上のためのガイドラインを出されたところでございます。

下水道部からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

増田主査 どうもありがとうございました。ご質問、ご意見のある委員の皆さん、どうぞ発言をお願いしたいと思います。

小澤専門委員 ご説明どうもありがとうございました。最初の質問は、維持管理の現状と、そこに民間委託を積極的に推進していくための取り組みの状況についてお話しただいたんですが、下水道施設の場合は、更新のときに補助金を使えるということで、自治体にとっては維持管理のところを一生懸命やろうというインセンティブがなかなか働きにくいメカニズムになっているのかなと推察するんですが、今後大量に更新が必要になってくる状況が発生するとなると、その辺についてはどういう見通しで、かつ、維持管理を一生懸命やってもらうためにどんなインセンティブを自治体に持ってもらう必要があるのかということについて、今お考えになっているところがあれば聞かせていただきたいというのが一つ目です。

二つ目については、包括的民間委託が幾つか実際に実行されているようで、例えば 11 ページで、レベル 1 からレベル 3 までいろいろな取り組みがされているという話を聞かせていただきましたが、これはあくまでイメージだと思いますが、レベル 1、レベル 2、レベル 3 ということで、効率性が上がる絵が書かれているんですが、実際のところ、これまでにやられている中で、どんなイメージでこの絵を理解すればいいのか。

実際に今、包括的民間委託を実施されてきている状況をごらんになって、改善あるいは、もう少し積極的にやるにはどんなところを工夫していく必要があるのかということでも何かお考えになっているところがあれば聞かせていただきたいというのが 2 点目です。

青木課長 1 点目は事業課の植松から説明させます。

植松専門官 1点目についてご説明させていただきます。小澤委員ご指摘のとおり、基本的に新規の整備のときに補助が入るような事業については、多くは再構築というか、改築更新時にも補助が入るようになっております。ただ、下水管きょについてはすべてが補助対象というわけではないのですが、新規整備が補助であれば、多くは改築するときにも補助があるということになっております。東京都の事例のようにピークがありますので、そのピークに対してどう対応するかということで、効率的な改築、あるいは長寿命化とか延命化と呼んでいますが、そういうことについても下水道部として対応しているわけでございます。例えば、管きょについて、7ページ目です。修繕の例と書いておりますが、もうちょっと本格的なものについては改築の例になるわけです。管きょがある程度損傷したときについては掘り返して直すようなこともやっていますが、大都市については掘り返すほどの工事は、交通事情等が許さないということもありますし、費用的に、掘り返すと高くかかってしまいますので、掘り返さずに内側から直すような工法についても昨今、大都市などでは使われているわけでございます。管きょについてはこういう事例もあるわけでございます。処理場については、この中には書いていませんが、例えばポンプ場が古くなったときについては、従来はポンプ設備全体を更新していたのですが、最近は、少ない費用で延命化したり長寿命化したりということで、羽根の部分直すとか、使える部分については残させていただいて、使えない部分だけ直して長寿命化を図るような施策についても、国土交通省として、自治体さんを支援する制度を検討しているところでございます。

青木課長 2番目の包括的民間委託に当たっての課題でございますが、現在の実施状況を踏まえましていろいろな課題があると認識しております。

例えば官民の役割分担とかリスク分担をどうするのか、あるいは業者選定に当たって、技術力をどうやって評価していくのか、実施業務をどうやって的確に評価していくか、など各種の課題があると認識しております。

包括的民間委託になりますと、コストダウンになったりするメリットがございますが、課題もございますので、下水道協会などと協力いたしまして、この1月に公共団体の職員とか民間の団体の担当者によりまして検討会を設けまして、どういう課題があるのかを抽出しているところでございます。今ただちに結論が出る状況にはないわけでございますが、いろいろ課題の整理をして、さらに包括的民間委託が的確に行われるように検討していきたいと考えているところでございます。

橋本専門委員 ご説明ありがとうございました。課題としてリスク分担の問題があって、ご検討中だということですが、リスク分担のことについてお伺いしたいと思います。下水道施設は幾つか、事故が問題になるパターンがあると思いますが、下水道施設、特に都市部は治水安全度の向上とか、いろいろな役割を担っているし、下水道施設の操作が原因で水害が起きて訴訟になったとか、ありますよね。

下水道施設のある種の操作が原因で水害的な事故が起きた場合にはどうなるのか、どういう方向でリスクが分担されるんだろうか、これが一つです。

2番目は、下水道施設が放流水を出すときに水質事故を起こすこともありそうな、あるいはあったことがあるような事例ですよね。水質事故型のときにリスクがどうなるのか。

もう一つは陥没ですが、陥没の場合には損害賠償問題みたいなものはどういう形で処理されているのか、されたのか。道路の瑕疵で、許可工作物の瑕疵のような気もするんですが、三つぐらい思いつくので、それぞれ包括的民間委託をした場合に、水害系の場合にどうなるのか、水質事故だとどう考えるべきか、陥没だったらどうなるか、お考えをお教えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

青木課長 まず水害系ですが、これは民間で責任のとりようがないところがございます。そここのところは直営でやる、民間に任せないというのが地方公共団体の方向でございます。民間も受けられないということでございます。

民間が受けているのは、水質をこのぐらいで担保しましょうということでやっている例が多いんですが、この間、問題になったのは、某県でクリプトスポリジウムという原虫が発生いたしまして、包括的民間委託の性能発注だと水質汚濁なわけなんです。ところが、クリプトに対応するために処置をすると水質が低下するというようなトレードオフの関係にありまして、最終的には、包括的民間委託だけれども、下水道管理者が指示をして対応した事例がございます。事故的な場合にどうするかという問題はまだ解決がされていないので、契約というよりも、危機管理対応的な形でやったところがございます。

損害賠償につきましては、下水道管理者も賠償させられることを考えて保険に入っている状況がございます。

植松専門官 3点目の道路陥没でございますが、実際問題 6,600カ所程度ありまして、補償件数が 140カ所ぐらい、17年度にあったわけでございます。基本的には原因が、本当に下水道管理者が 100%悪いのかどうかというのはわかりづらくなっています。掘ってみた後で、下水管が損傷していたとしても、結果的に下水管が悪いのか、例えば隣接工事で地盤が緩んで結果的に下水管が壊れたかどうかよくわからないところもあります。基本的に道路管理者と下水道管理者等が協議して、ケース・バイ・ケースで下水道管理者が賠償しているということでございます。多くの場合については、公共団体さんが下水道協会の保険を活用しているようです。協会がまとめて保険制度をつくっております。事故時は、公共団体は保険会社から保険金を受け取り、公共団体から民間の損害を与えた人に保険金を渡しているようです。ですから、基本的に官で払っているということでございます。

橋本専門委員 最初の二つ、水害とか水質事故について、委託業者に責任を負わせるようなことは多分あり得ないと思いますが、施設の操作マニュアルを明確にした上で、ある種のリスク分担の契約を結ぶとか、もう少し法律的なスキルを向上させてリスク分担をちゃんとしてということは考えられないでしょうかね。

青木課長 包括的民間委託は進めていますので、そこがはっきりしないとお互い困るだろうという認識がありまして、今後どういうやり方がいいのかを検討していこうと思っております。

高崎専門委員 今でも仕様発注としてみたら 90%ぐらいに達しておられるということですよ。かなり細切れにされているかと思いますが、包括的委託となってくると、そういうものを一くりにしてまとめる。それがビジネスモデルとして、レベル 1、レベル 2、レベル 3 と考えられたと理解してよろしいわけですね。これのほかにレベル 4、5 とか、そういうモデルをお考えであれば教えていただきたい。

レベル 2 が非常に多くて、レベル 1、3 が少ないですよ。なぜこんなに少ないのか。レベル 2 がある程度インセンティブが高いんじゃないかという感じもするんですが、民間を引っ張り込むためには、インセンティブが高いというか、動機づけしてくれるようなビジネスモデルを提示していかないと乗って来ないだろう。

今下水道事業者は 1,500 事業者ぐらいあるんですか。それに対して 58 が包括的民間委託として契約されている。かなり順調に成長してきているとお考えなのか。もしそういうお考えであれば、これをもっと促進させるということで、最後のページに、今後の方策についていろいろ書いてありましたが、それでいいとお考えなのかということが一つです。また、予想したよりも展開が少ないとお考えであれば、なぜ民間が乗って来ないのか、事業者が積極的に取り組まないのか、理由は幾つかあるんじゃないか。その理由があれば教えていただきたいと思います。

姫野室長 すべてについてきれいに答えられないかもしれませんが、それはご容赦いただきたいと思います。

包括委託については、11 ページに件数と、取り組みということで、13 年にガイドラインを出しましたと書いておられて、その前後ぐらいから徐々に始まって来たということですよ。そういう意味においてはまだ歴史が浅いところでもありますので、58 件が、それに照らして多いか少ないか、評価はいろいろあるかもしれませんが、近ごろ取り組み始めた課題であるということが一つございます。

包括的民間委託の実績は 58 件となっていますが、各自治体にすべてに聞いているわけではないんですが、幾つか包括的民間委託を検討したいということで、例えばほかの自治体さんがやってみて、どういうメリット、デメリットあったでしょうか、そういうものを我々に聞いてくる場合もありますし、検討されている自治体は広がってきているのはいか。具体的に何件とは申し上げられないんですが、そういうことかなと。

その際に、検討会を今年の 1 月に立ち上げたばかりでして、課題の整理も始めているところで何とも言えないところがあるんですが、さっき課長が申しましたように、官民のリスク分担も含めて、役割分担がどうあるべきだろうかという話とかが議題になっています。検討会には業界団体、事業者側も参加しているんですが、彼らからするといろいろ言いたいことはあるようです。先ほどコストダウンという話があったんですが、役割はふえたわ単価は下がったわ、というようなことを、まだ検証していないので何とも言えないんですが、そういうことを言われているような声も場所によってはあるようです。性能発注ということは、リスクもある程度官から民に移るんでしょうけれども、それに見合ったリスク

をどのように民間サイドでヘッジするんでしょうかという点も、民間事業者サイドからすると課題としてあるのではないかと聞いているところです。ましてや汚水に雨までまじると、治水事業の一種ですので、民の方に、やってと言っても萎縮するような部分があるのかなと感じているところです。

レベル4、レベル5というお話ですが、そこまでの頭の中の想像がブラッシュアップしていませんので、ひとまず11ページの形で、どのパターンに当てはまるかわかりませんが、取り組みを進めていく。それぞれについて、例えばレベル3だと一部の低額の補修も一緒にやるんですが、受けた方がキチッと長持ちさせるような補修を、みずからの費用でどうやるのか。金額が大きくなると別途発注だったりしますので、その辺の線引きをどうするのかとか、パーツパーツにも課題があるかとは思いますが、その辺は、実際にやられている自治体の方とか、業界の現場を抱えている方にいろいろご意見を聞きながら課題を整理して、自治体の方なり民間業者さんがしている部分があれば、できるだけモヤモヤを少なくするようなことは検討していきたいと思っております。

高崎専門委員 橋本先生からも話がありましたが、リスクはある程度はつきり、このリスクは事業者側が負担だよ、これは民間が負担だよと、わかる範囲のリスクをピックアップして、だれの負担かを明確にしてやるのが大事だと思うんです。

民間が、このリスクは自分たちのものだとなれば、彼らはリスクを保持するか、移転するか、何らかの方法を考えます。そのコストを載せて入札に応じてくると思うんです。リスクを明確にするのが第1条件じゃないかという感じがしています。

姫野室長 処理場はこういう形で整理しているんですが、もう一方の大切な施設である管路については、機能としては、汚水なり、雨水がまじっているものもありますが、水をキチッと流していくことが機能であります。物が詰まったりいろいろしますので、掃除をすとか、その前に点検をすとか、中には、硫化水素とか、いろいろ悪さをする物質もまじっているようでして、それは管に傷みを与えたり、ちょっとした傷があったところから水が漏れ出したりして、周辺に空洞ができていないかとかいろいろあるんです。老朽管きょがどんどんふえてきているところにおいて、今ですと、支障がでてきたので点検してくださいとか、補修してくださいというパターンが一般的です。それをできるだけ事前管理型にやっていきたいと思いますが、そのときに、処理場と違って管路の場合には、任された業者さんの掌中でマネジメントできる以外のところでいろいろリスクが転がっているようなところがあります。例えばどんな水が流れていくんだとか、30年たった老朽管がどんな状態だったんだろうとか、その辺が、突き詰めていってもわからないというか、大変なところが潜在的にあって、管路について何らかの民間の創意工夫を生かした発注方式、仕事の方式がないだろうかということは勉強していきたいと思っておりますが、今こういう方法があるんですということがなかなか言いにくい状況にあります。

逢見副主査 事後対応でやっている部分もかなり民間に委託されていて、6,600カ所の陥没事故があると。事前対応型にしていけば事故も減るだろうし、民間の創意工夫が発揮で

きる余地もあり得るだろうと思います。そこがリスク分担の問題だけなのか。もうちょっといろんな先行事例を紹介し合いながら、ノウハウをもっと共有するとか、そのための事前対応型に持っていくようなインセンティブを働かせるという形で、事前対応型に持っていけば包括的民間委託の道が開けるのではないかと思います。そういう工夫はもうちょっと出て来ないんでしょうか。

青木課長 委員ご指摘のとおり、今、事後対応型になっております。そもそも市町村が、あまり金をかけたくないということがありますが、我々はそれではいけないと思っております。今後、つくりっ放しということではなくて、その後ちゃんと管理していただくようなことを自治体にもやっていただきたいと思っております。整備計画を作るときに、管理計画も合わせて出していただいて、我々がそれをチェックさせていただくことで、ちょこちょこお金を入れながら延命化させていって、最終的には整備の費用も安上がりにする方向でいきたいと思っておりますので、そういう中で事前対応型への転換をやっていきたいと考えております。

高崎専門委員 下水道処理費の価格ですが、きのう家内から請求書を見せてもらったんですが、上水道と下水道と一緒に請求されて、値段がほぼ同じだったんですね。偶然かどうか知りませんが、下水道処理費の値段の出し方というのは、コスト方式ですか。コストを積み上げて決めているんですか。絶対に赤字になることはないんですか。

青木課長 決め方がさまざまですが、管理者が周りを見ながら設定しているのが多いんです。周辺の市町村とか、水道より高いと困るとか、下水道の方が安くなくちゃいけないという固定観念があるようでして、水道より安い料金で、周りを見ながら設定している例が多いかなと思います。

橋本専門委員 少し気になるのは、流域下水道、公共下水道、都市下水路とカテゴリーがあるわけですね、法律を見ると。そのカテゴリー間の関係といたしますか、その話と、包括委託の話はしっかり整合するのかどうか。今日のご説明でも、その区分はあまりなかったような感じがするんですが、これはあまり気にしなくてもいいものなのかどうか、そこを教えていただければと思います。

青木課長 基本的にはほとんど公共下水道の話をしているつもりでございまして、流域下水道はほとんど公共下水道の規定が適用されますので、ほぼ同じものと考えていただきたいと思っております。いわゆる「下水道」は、公共がやる必要がないものでございまして、だれでもできるということでございまして、そのかわり、公共下水道にかかる規定は適用がないという関係でございまして。

官民競争入札監理委員会でございますので、公共下水道は地方公共団体が管理する下水道を言いますので、そういう意味で、公共下水道を中心に整理をさせていただいたところでございます。

増田主査 基本的な話ですが、下水道の事業費と国費の入り方ですが、ピーク時よりは大幅下がっていますか。今どのくらいになっていますか。

青木課長 19年度の総事業費が2兆1,100億でございます。国費がそのうち約7,000億弱でございます。大分減ってまいっております。ピーク時は平成10年でございます、国費が1兆7,800億でございます。

中藤事務局長 事実関係で2点教えていただきたいんですが、一つはマニュアル、今、改訂に着手されているんですが、いつごろをめどに取りまとめていくのかというような、今後のタイムスケジュールが1点と、もう一つ、下水道事業の基本的な知識で恐縮ですが、老朽化とかストックの平準化とかお話が出たんですが、清掃で汚泥が出ますね。それを最終的にどう処理されるのか。最終処理に当たって問題点みたいなものがあるのかどうか。

青木課長 マニュアルでございますが、できれば今年度中に取りまとめたいと考えております。

汚泥でございますが、5ページをごらんいただきたいと思いますが、数値は書いてございませんが、濃縮汚泥ベースで7,500万トン出ます。そのまま処分できないので、脱水したり、それを焼却しているのが現状でございます。その後、主に産業廃棄物として、産業廃棄物処理場で埋立をするというのが主流でございますが、現在では資源の有効利用の観点から、肥料にしたり建設資材にしたり、リサイクルが進んでいるところでございます。

中藤事務局長 それは処分場での話ですが、7ページの清掃のイメージで、汚泥等を処理しますが、これは産業廃棄物として最終的に処分するんですか。

青木課長 産業廃棄物になると思います。

増田主査 この場が官民競争入札、民間の力をどれだけこういった分野に入れていくかということを議論している場なものですから、上水も工業用水も共通ですが、技術者が、公共団体に大量に退職になってきている。そういうときに直面しているという背景も一方であるので、できるだけ民間の参入を進めていくべきだという立場に立っているんですが、そのときに、特に下水は、処理場については、先ほど話があったように包括的民間委託が行われているわけですが、気になるのは管路の方ですよ。管路の方も含めて包括的民間委託を進めていくような方策、インセンティブを考えていくべきではないかと思いますが、そのことについてどういうふうにお考えになるのか。

公共団体との関係でいえば、そちらの方で従来から、公共団体といろいろな研修の場とか設けてきているはずですが、そういう中で具体的な、先ほどガイドラインの話がありましたが、そういうアクションを、そういう場等を通じてより積極的にやっていくべきではないか。いままでのこちらサイドからの意見とダブる部分があるように思いますが、管路について、これからより包括的な外部委託を促すような策について何かお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

青木課長 できるだけ管路についても民間の力を借りるような方式が必要だと考えておりますが、サービス水準をどうするかとか、維持管理水準をどう考えるのか、結構難しい問題がありますので、受ける側の人たちなどともいろいろ相談いたしまして、どういった方式が可能かどうかを少し勉強していきたいと考えております。

増田主査 業界の人たちと、その点についての勉強会がスタートしているんですか。

姫野室長 処理場の関係ですと、下水道協会でいろいろ検討会があるんですが、管路の関係は対象じゃないので、増田主査の質問に対しては、今、管路関係の業界と我々の会合の場が特にあるわけではないということです。

増田主査 今後、そこも含めて、促進するための場づくりとか、アイデアを出していくべきじゃないかと思いますが、そのあたりは今後またご検討いただければと思います。

高崎専門委員 参入する民間業者からすると、例えば工業用水、農業用水、水道、下水、同じ水を取り扱うという面では水処理技術者がいるわけですが、みんな所管が違って、参入しようと思っても、みんなバラバラにやっていけなくちゃいけない。例えば上水と下水をセットにして一つの事業として事業スキームもなり立たないか。そういう意見とか、民間から出てきていませんか。

それはやりたくてもやれない。所管が違うわけですから、地方自治体も含めて、もちろん国土交通省もそうでしょうけれども、それが民間の参入を妨げているという意見は出てきませんか。

青木課長 民間じゃなくて官側で、上水道と下水道が一緒の部局になっている例がかなりふえています。例えば上下水道局といったものがあります。

姫野室長 全く推察ですが、それぞれのところで仕事の内容が結構違うのではないかとと思うので、下水関係をやっていけば、下水関係でいろいろノウハウを蓄積されてきているということだと思うので、それが水道に応用ができるのかということ、直ちにはなかなか難しいのではないかと思いますし、少なくとも私の耳に、まとめてやりたいという声は聞いたことがないということです。

多くの自治体では、下水道の料金の徴収を独自にやるのではなくて、上水道部局にお願いしてまとめて取っていただくという、自治体側の融合といいますか、工夫みたいなものはやっているかと思いますが、受ける方は中身が結構違うのではないかと思います。

高崎専門委員 取水から排水まで一本化することになると、役所の管理業務もシンプルになってくるだろう。そのうちコストが下がってくるんじゃないか。会社とか企業に対する下水道費とか上水道費が下がれば一番いいわけですよね。役所の管理業務を一本化することも可能であれば、そういうメリットがあるのであれば検討してもいいのではないかと思います。

植松専門官 一般論でございますが、基本的に上水道、下水道は違うわけでございますが、計画をするコンサルタントとか、設備を制作するメーカー会社さんについては、基本的に上下水道、同じ会社でやっております。そういう意味では自治体も、上下水道一体的な組織でやっているところもあるし、官民共にかなり融合されているのかなと個人的には思っております、実態的には融合した計画もあるのではないかと思います。

増田主査 メーカーは同じなんでしょうね、物は。管理業務を出していると思いますが、ああいうところは上水と下水は違うのですか。

植松専門官 メーカーは一緒です。ただ、入ってくる水の質が全く違いますので、下水はBODは200ぐらいだし、水道は一けたです。製品は違いますが、つくっているメーカーは一緒です。水質が違うので、水道と下水道では処理方法は、技術的には基本的に違います。維持管理についても、水道のノウハウが下水道で使えるかということ、水処理技術については必ずしもそうではないと思います。

増田主査 市町村の、特に政令市や大きなところも最近、上下水道一緒の部局でやるような形になっているところが多いですが、聞いてみると、行革の関係で一緒にはしたけど、実態は分かれているとか、苦肉の策でやっているような形が多い。

求められるのは、本当の意味でそこをスリム化して、共通のコストは低減させる、住民に還元するという事だと思えます。それと同時に、上水道も下水道も、あるいは工業用水道サイドも、いろいろお話をお伺いすると異口同音に、従事している人たちの退職とかそういう問題を抱えているうえに、管路の大量の更新を間近に控えているので、それに対応していくためには、事業者サイドも共通にすることが必要だろうと思えます。また、それを受ける民間サイドも同じ事業者に出して、できるだけトータルでコストを安くする。物によってきちんとした性能を確保しつつ、トータルのコストを安くすることが必要だろうと思うので、その意味での実質的な共通化、一本化みたいなことを考えるべきじゃないですかね。一般的な大きな話ではありますが。

姫野室長 個々の自治体に、おたくの組織をこうしなさいあしなさいと申し上げにくいところがありますので、そのところは難しいんですが。

増田主査 ほかに何かございますか。いいですか。

どうもご苦労さまでした。予定の時間となりましたので、国土交通省からのヒアリングはこれで終了したいと思います。本日のヒアリングでご質問できなかった点がありましたら事務局にご連絡をくださるようお願いをいたします。

青木課長以下皆様方、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

(国土交通省退室)

増田主査 本日の第3回公物管理分科会はこれで終了したいと思います。次回は6月25日、第4回分科会を開催して、引き続き関係省庁からヒアリングを実施する予定であります。本日はご苦労さまでございました。